

●「条例には何を書いてあるの」？

第9条

コミュニティ活動

地域の課題は、地域のことをもっともよく知る市民自らが考え、それぞれ助け合いながら解決していくことが大切です。

第17条

計画の策定等への参画

市政運営の指針となる基本構想と各施策の基本となる計画を策定する場合は、可能な限り市民の参画する機会を保障します。

第10条

行政手続

市民の権利と利益を守るため、行政手続（処分、行政指導および届出など）を公正に行います。

第19

国及び他の地方公共団体との連携

市単独では解決が困難な事案であっても、近隣の他のまちや国、県などと連携、協力してまちづくりを進めます。

第12条

情報の公開

市民の知る権利を保障し、市政に関する情報の公開を進めます。

第20条

住民投票

市政に関する重要事項について、必要に応じ、住民投票が実施できます。実施に当たっては、事案ごとに投票に必要なことを定めます。

第13条

個人情報の保護

情報を積極的に提供しますが、個人情報は厳重に管理し、適正に取り扱います。

第21

まちづくり基本条例推進委員会

この条例の見直しや協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価、提案をします。

第14条

説明及び応答の責任

市政の状況や課題を市民に分かりやすく説明し、市民の意見や質問には速やかに誠意を持って対応します。

第22条

雑則

この条例の施行に関し必要な事項は、市議会及び市の執行機関が別に定めます。

第16条

参画の方法

事案に応じて、できるだけ多くの市民が参画できる環境を整えます。
（審議会等委員、公聴会・懇談会等、ワークショップ、パブリックコメント等）

●皆さんの身近なことから始めましょう！

●これからのまちづくりは、みんなで協力して頑張ることが必要です！

☆そのため、みんなで共有する基本的なルールが『まちづくり基本条例』です！

どうぞ、ヨロシク
お願いします！

